

鈴鹿市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第57号

鈴鹿市公印規則の一部を改正する規則

鈴鹿市公印規則（昭和39年鈴鹿市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後							
別表第2（第13条関係）							
登録番号	電子公印管理者	名 称	寸 法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
略	略	略	略	略	略	略	略
13030 -107	戸籍住民 課長	鈴 鹿 市 長	方 4	黒	在留関係事務及 び個人番号カ ード等関係事務用	個人番号カード 、在留カード及 び特別永住者証 明書	13030-79
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

附 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。

改 正 前

別表第2 (第13条関係)

登録番号	電子公印管理者	名 称	寸 法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
略	略	略	略	略	略	略	略
13030 -107	戸籍住民 課長	鈴 鹿 市 長	方 4	黒	<u>住民基本台帳関 係事務、在留關 係事務及び個人 番号カード等関 係事務用</u>	個人番号カード 、 <u>住民基本台帳 カード、在留カ ード及び特別永 住者証明書</u>	13030-79
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略